

一般財団法人宇治廃棄物処理公社における
横領事案に対する民事訴訟の提起について

一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「公社」とする。）の職員が廃棄物の処分料金等を横領した事案に対する民事訴訟の提起について、以下の通り報告します。

1. 民事訴訟の提起日等 令和2年2月14日
公社が原告となり、訴訟代理人弁護士を通して、元公社職員A主任を被告とする損害賠償を求める訴状を京都地方裁判所に提出

2. 損害賠償等請求額 13,310,802円
(内訳)
 - ① 被害額（横領額） 15,880,367円
 - ② 消費税延滞金等 183,800円
 - ③ 弁護士費用 387,693円
 - ④ 返済額 3,141,058円(①+②+③-④)の合計が請求額